

身体障害者運賃の割引

1. 運賃の割引は次のとおりとする

(1) 身体障害者に対する運賃

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1
- (ロ) 聴覚障害 2級及び3級
- (ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢 1級、2級及び3級の1
 - ・体幹 1級から3級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 1級及び2級
 - ・移動機能 1級から3級
- (ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級
 - ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級
- (ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級
- (ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級
 - ・平衡機能障害 3級及び5級
- (ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級
- (ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級
 - ・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級
 - ・体幹 5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 3級から6級
 - ・移動機能 4級から6級
- (ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっては、次のとおりとする。

イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の介助者については、当該盲ろう者1名について当社において介助能力があると認められた介助者1名が、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

イ 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の2等旅客運賃については1割引とする。

(2) 知的障害者に対する運賃

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
- ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

- イ 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃について1割引とする。

(3) 精神障害者に対する運賃

① 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

- イ 1級 日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
- ロ 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ハ 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
- ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

- イ 精神障害者及び精神障害者1級の介護者の2等旅客運賃について1割引とする。

2. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合には、重複して適用しない。

3. 運賃の端数処理について

運賃は、10円を単位とし、割引後の10円未満の端数は、切り上げとする。